

大分県報

平成二十九年
第二九〇六号
八月十四日

（月曜日）

目次

告示

- ヨ―ネ病の発生……………一
- 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間……………一
- 内水面漁場管理委員会告示……………一
- こいの持ち出しの制限……………一
- こいの放流の制限等……………一
- 公 告……………一
- 基本測量の終了……………二
- 公共測量の実施……………二

○告示

大分県告示第四百七十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおりヨ―ネ病の発生について届出があった。

平成二十九年八月十四日

大分県知事 広 瀬 貞

家畜の種類	患畜・疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生の年月日
牛	患畜	二頭	日田市	平成二九・七・二七

大分県告示第四百七十四号

大分県漁業調整規則（昭和四十二年大分県規則第十八号）第八条第二項及び第二十一条第

○内水面漁場管理委員会告示

大分県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十九年八月十四日

大分県内水面漁場管理委員会会長 原 和 人

一 指示の内容

公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出して他の水域に放流してはならない。

この場合、知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

二 指示の期間

平成二十九年九月一日から平成三十年八月三十一日まで

大分県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十九年八月十四日

大分県内水面漁場管理委員会会長 原 和 人

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において捕獲したこいをその場で再び放す場合を除き、次のことを遵守すること。

- 1 次に掲げる要件の全てに該当するこいでなければ、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にこいを放流してはならない。
 - (一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域（発生確認後、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）による適切な処理がまだ終了していない養殖場及び個人の池を含む。）のこいでないこと。
 - (二) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されていないこいであること。
 - 2 生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にこいを遺棄してはならない。
- 二 指示の期間
平成二十九年九月一日から平成三十年八月三十一日まで

○公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨の通知があつた。

平成二十九年八月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

基本測量（高度地域基準点測量、水準測量）

二 作業の地域

大分市、別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、速見郡日出町、玖珠郡九重町及び玖珠郡玖珠町

三 作業の終了日

平成二十九年三月十日

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり日出町長から公共測量の実施について通知があつた。

平成二十九年八月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（写真測量）

- 二 作業の地域
日出町
- 三 作業の期間
平成二十九年六月七日から平成三十年三月十六日まで